

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和6年4月）」（抜粋版）

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 71：夜間対応型訪問介護 78：地域密着型通所介護 72：認知症対応型通所介護 73：小規模多機能型居宅介護 68：小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型） 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） 74：介護予防認知症対応型通所介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の「高齢者虐待防止措置実施の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。

5	76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<p>「その他該当する体制等」欄の 「口腔連携強化加算」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
7	<p>78：地域密着型通所介護</p> <p>72：認知症対応型通所介護</p> <p>73：小規模多機能型居宅介護</p> <p>68：小規模多機能型居宅介護（短期利用型）</p> <p>32：認知症対応型共同生活介護</p> <p>38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型）</p> <p>36：地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>28：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）</p> <p>54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</p> <p>79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）</p> <p>74：介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>75：介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）</p> <p>37：介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の 「業務継続計画策定の有無」</p> <p>「1：減算型」 「2：基準型」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。</p>

8	<p>73：小規模多機能型居宅介護 68：小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型） 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の 「生産性向上推進体制加算」</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
10	<p>36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の 「夜間看護体制」</p> <p>を 「夜間看護体制加算」</p> <p>に名称変更し</p> <p>「1：対応不可」 「2：対応可」</p> <p>を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」</p> <p>に変更</p>	<p>「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「2：対応可」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。</p>

1 1	<p>3 2 : 認知症対応型共同生活介護 3 8 : 認知症対応型共同生活介護 (短期利用型) 3 6 : 地域密着型特定施設入居者 生活介護 2 8 : 地域密着型特定施設入居者 生活介護 (短期利用型) 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護 3 7 : 介護予防認知症対応型共同 生活介護 3 9 : 介護予防認知症対応型共同 生活介護 (短期利用型)</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」</p> <p>「1 : なし」 「2 : あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。</p>
1 2	<p>3 2 : 認知症対応型共同生活介護 3 8 : 認知症対応型共同生活介護 (短期利用型) 3 6 : 地域密着型特定施設入居者 生活介護 2 8 : 地域密着型特定施設入居者 生活介護 (短期利用型) 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護 3 7 : 介護予防認知症対応型共同 生活介護 3 9 : 介護予防認知症対応型共同 生活介護 (短期利用型)</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」</p> <p>「1 : なし」 「2 : あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。</p>
1 3	<p>4 3 : 居宅介護支援</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の 「情報通信機器等の活用等の体制」</p> <p>を 「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」</p> <p>に名称変更</p>	<p>令和6年3月末時点で当該加算を算定している全ての事業所は、新しい要件に即して、算定もしくは、取り下げの届出が必要。</p>

14	54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	<p>「その他該当する体制等」欄の「個別機能訓練加算」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>を</p> <p>「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「4：加算Ⅱ」 「5：加算Ⅲ」</p> <p>に変更</p>	<p>「3：加算Ⅰ」「4：加算Ⅱ」「5：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。</p> <p>既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
15	<p>32：認知症対応型共同生活介護</p> <p>54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>37：介護予防認知症対応型共同生活介護</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の「認知症チームケア推進加算」</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
22	46：介護予防支援	<p>「施設等の区分」欄の「1：地域包括支援センター」「2：居宅介護支援事業者」</p> <p>を新設</p>	<p>従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、新たな施設等の区分の届出が必要となる。</p>
23	76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<p>「その他該当する体制等」欄の「緊急時訪問看護加算」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>を</p> <p>「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」</p> <p>に変更</p>	<p>「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。</p>

24	<p>76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>73：小規模多機能型居宅介護</p> <p>77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</p> <p>75：介護予防小規模多機能型居宅介護</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の「総合マネジメント体制強化加算」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：あり」</p> <p>を</p> <p>「1：なし」</p> <p>「3：加算Ⅰ」</p> <p>「2：加算Ⅱ」</p> <p>に変更</p>	<p>「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。</p>
25	78：地域密着型通所介護	<p>「施設等の区分」欄の「3：療養通所介護事業所（短期利用型）」</p> <p>を新設</p>	<p>「3：療養通所介護事業所（短期利用型）」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。</p>
26	78：地域密着型通所介護	<p>「その他該当する体制等」欄の「重度者ケア体制加算」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
27	78：地域密着型通所介護	<p>「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」</p> <p>「9：加算Ⅲイ（ハの場合）」</p> <p>「A：加算Ⅲロ（ハの場合）」</p> <p>を追加</p>	<p>「9：加算Ⅲイ（ハの場合）」</p> <p>「A：加算Ⅲロ（ハの場合）」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。</p>

28	73：小規模多機能型居宅介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	「その他該当する体制等」欄の 「認知症加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
29	32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の 「医療連携体制加算」 を 「医療連携体制加算Ⅰ」 に名称変更し 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「4：加算Ⅰイ」 「3：加算Ⅰロ」 「2：加算Ⅰハ」 （R6.4.1）に修正 に変更	既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰハ」とみなし、既存届出内容が「3：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「3：加算Ⅰロ」とみなし、「4：加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「4：加算Ⅰイ」とみなす。 （R6.4.1）に修正
30	32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の 「医療連携体制加算Ⅱ」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

3 1	7 7 : 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	<p>「その他該当する体制等」欄の 「緊急時訪問看護対応加算」 を 「緊急時対応加算」 に名称変更</p>	<p>令和6年3月末時点で当該加算を 算定している全ての事業所は、新 しい要件に即して、算定もしく は、取り下げの届出が必要。</p>
3 2	7 7 : 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	<p>「その他該当する体制等」欄の 「専門管理加算」 「1 : なし」 「2 : あり」 を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1 : な し」とみなす。</p>
3 3	7 7 : 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	<p>「その他該当する体制等」欄の 「遠隔死亡診断補助加算」 「1 : なし」 「2 : あり」 を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1 : な し」とみなす。</p>

（6月版は次ページ）

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和6年6月）」（抜粋版）

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 71：夜間対応型訪問介護 78：地域密着型通所介護 72：認知症対応型通所介護 73：小規模多機能型居宅介護 68：小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型） 54：地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） 74：介護予防認知症対応型通所介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の「介護職員処遇改善加算」を「介護職員等処遇改善加算」に名称変更し 「1：なし」 「6：加算Ⅰ」 「5：加算Ⅱ」 「2：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「7：加算Ⅰ」 「8：加算Ⅱ」 「9：加算Ⅲ」 「A：加算Ⅳ」 「B：加算Ⅴ（1）」 「C：加算Ⅴ（2）」 「D：加算Ⅴ（3）」 「E：加算Ⅴ（4）」 「F：加算Ⅴ（5）」 「G：加算Ⅴ（6）」 「H：加算Ⅴ（7）」 「J：加算Ⅴ（8）」 「K：加算Ⅴ（9）」 「L：加算Ⅴ（10）」 「M：加算Ⅴ（11）」 「N：加算Ⅴ（12）」 「P：加算Ⅴ（13）」 「R：加算Ⅴ（14）」 に変更	既存届出内容がいずれの場合も新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

2	<p>76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>71：夜間対応型訪問介護</p> <p>78：地域密着型通所介護</p> <p>72：認知症対応型通所介護</p> <p>73：小規模多機能型居宅介護</p> <p>68：小規模多機能型居宅介護（短期利用型）</p> <p>32：認知症対応型共同生活介護</p> <p>38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型）</p> <p>36：地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>28：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）</p> <p>54：地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護</p> <p>77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</p> <p>79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）</p> <p>74：介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>75：介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）</p> <p>37：介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」</p> <p>を廃止</p>	なし。
---	--	---	-----